

平成22年1月29日裁決

主文

社会保険庁総務部経理課長が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対し、同〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日までの〇月の期間の国民年金の過誤納保険料につき、国民年金の保険料の充当月数を〇月とした処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日までの〇〇月の期間の国民年金の保険料(以下、単に「保険料」という。)について、国民年金法(以下「法」という。)第90条の3の規定により納付することを要しないとされ(以下、上記規定による保険料の納付猶予を「学生納付猶予」という。)、平成〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日までの〇月の期間の保険料について、国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号。以下「16年改正法」という。)附則第19条の規定により納付することを要しないとされていた(以下、上記規定による保険料の納付猶予を「若年者納付猶予」という。)

2 請求人は、平成〇年〇月〇日、同〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日までの期間(以下、この期間を「本件期間」という。)の保険料を同人に送付されていた一般の納付書により納付したところ、歳入徴収官である社会保険庁総務部経理課長は、本件期間の保険料〇〇万〇〇〇〇円(以下「本件保険料」という。)は本件若年者納付猶予期間に対する納付であって、過誤納になっているが、本件保険料を充当すべき期間はないとして、同〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件保険料を還付す

る旨通知した(以下、この本件保険料を充当すべき期間がないとした処分を「原処分」という。)

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対し、審査請求をしたところ、審査官は、「平成〇年〇月〇日決定の還付金で充当できる期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までであり、請求人には、この期間中には未納期間がないものである。」と説示する一方、原処分を還付決定そのものととらえ、「本件還付決定は、会計事務処理上の内部的な意志決定であって、行政処分としての性質を有しない」として、本件審査請求を却下する旨の決定をしたので、請求人は、審査官の決定を不服として、当審査会に対し、再審査請求をした。

その不服の理由は、本件再審査請求書に審査請求の理由と同じとあるので、審査請求書の「審査請求の趣旨およびその理由」欄の記載内容によると、「略」。

第3 当審査会の判断

1 保険者はかねてから、「国民年金保険料に係る還付金又は過誤納金(以下「還付金等」という。)がある場合において、還付を受けるべき者につき納付すべきとされている保険料があるときは、還付に代えて、還付金等をその保険料に充当すること。この充当があった場合には、還付金等が生じた時に、その充当した還付金等に相当する額の保険料の納付があったとみなすこと。」とする旨の取扱いを行ってきたことが認められ、保険者は「納付すべきとされている保険料」があったと認められる場合には、還付金等をそれに充当すべき義務を負っていると解される。

2 一方、学生納付猶予及び若年者納付猶予については、「猶予」という用語が用いられているものの、法第90条の3第1項の規定から明らかなように、「猶予」を受けた者には保険料納付義務はないが、原処分当時施行されていた法第94条第1項の規定(注：16年改正法附則

第19条第4項の規定により、若年者納付猶予による保険料については、学生納付猶予による保険料とみなされる。)により、社会保険庁長官の承認を受け、追納をすることができ、当該承認を受けた後の納付義務の法的性格については議論があるところではあるが、承認の時点で納付義務が生じると解される。そうして、追納の場合、追納すべき額は、法第94条第3項の規定により、追納対象の各月の保険料の額に政令で定める額を加算した額とされ(注：追納する当該年度並びにその前年度及び前々年度については、追納加算額はない。)、学生納付猶予及び若年者納付猶予による保険料については、両者のうちで先に経過した月の分の保険料から順次追納されるものとされている(法第94条第2項)。なお、この追納の承認手続については、国民年金保険料追納申込書に国民年金手帳を添えて提出をすること等が法第94条第5項の規定を承けた国民年金法施行令第11条及び国民年金法施行規則に定められている。

- 3 以上のことからすると、原処分段階では本件学生納付猶予期間及び本件若年者納付猶予期間については保険料を納付することを要しないとされていたのであるから、充当すべき期間がないとしてなされた原処分は、適法であることになる。
- 4 しかし、本件においては、その経緯は明らかでないものの、本件期間につき保険料納付義務がないにもかかわらず、保険者が請求人に送付した納付書により本件保険料を納付していること、及び、保険者の代理人が審理期日において陳述したように「還付し、改めて追納用の払込票を使用して振り込み」をさせ、その結果、年度を跨ぐことによって、いたずらに更なる追加加算額を生じさせる結果になる。このことにかんがみれば、上記取扱いはあまりに形式論であり、法匪の論とも言われかねないものであり、妥当性を欠くものである。本件の場合、本件資料により、請求人が前記法令の規定に

よる追納の要件を満たしていることは明らかであり、追納対象の期間及びその額は法令の規定で一義的に決まり、社会保険庁長官は、その承認について裁量権を有していないのであるから、当該納付書により納付したことをもって、追納の承認の申請があり、その承認によって保険料納付義務が新たに発生し、平成〇年〇月分以降の保険料の追納があったとみなすのが相当である(なお、請求人が本件若年者納付猶予期間について、まず追納できると考えているとすれば、それは誤解である。)

- 5 このような取扱いは、平成21年12月31日限りで廃止された社会保険庁が平成19年に策定した「社会保険庁改革リスタートプラン」の基本理念の「お客様に気持ち良くを大切に」の「お客様がストレスなく、スムーズに手続を済ませ、気持ちよくお帰りをいただく」という気持ちで日々の業務に取り組む。」からいっても当然のことであると思料される。
 - 6 保険者の代理人は、審理期日において原処分は関係法令を遵守するための避けられない措置であった旨の陳述をしているが、保険者は、請求人が用いた納付書の送付が誤解を招くものであったことを棚に上げ、使用すべき納付書が間違っていたという極めて形式的な点を問題にして、請求人に多大な不利益を課す原処分をしており、法令遵守の意味を全く履き違えているというべきであり、断じて許されないものであると言われても仕方がない。
 - 7 以上のことから明らかのように、著しく妥当性を欠く原処分は、その取消しを免れ得ない。
- 以上の理由によって、主文のとおり裁決する。